

No. 1828

2019・5・13

毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/miyosiminsyo/>
メール
miyosiminsyo@www41.tiki.ne.jp



歓迎会に参加された
鴨さんの所属する『日
の出班』の会員は早速、
班会のお誘いをしまし
た。歓迎会で班会のこ
とを聞いていた鴨さん
は快諾。
時間や場所を考える
と「うちでもいいです
よ」と快く承諾してく
らい、今月から鴨さん
の家で班会となりまし
た。

後日談

歓迎会に参加された
鴨さんの所属する『日
の出班』の会員は早速、
班会のお誘いをしまし
た。歓迎会で班会のこ
とを聞いていた鴨さん
は快諾。
時間や場所を考える
と「うちでもいいです
よ」と快く承諾してく
らい、今月から鴨さん
の家で班会となりまし
た。

まず国重会長が民商・全商連について説明。「会費
と紙代だけで運営している民主的な団体が民商。国や
行政に意見ができるのは民商だけ」と熱弁。
次に国保要求運動部長が『ようこそ民商へ』を読み、
「班会や支部会に参加して、一緒に学んでいきましょ
う」と歓迎しました。
その後はオードブルを囲み、税務調査の体験談を聞
きながら、濃い内容の歓迎会となりました。

新会員歓迎会



民商はいいところだよ

法人決算学習会

4月23日に三次民商税対部は『法人決算
学習会』を開き、4名が参加しました。
最初に植野税対部長より「一緒に学び、
少しでも賢くなりましょう」と挨拶し学習
会に移りました。

「そもそも法人とは?」「法人のメリッ
ト・デメリット」「法人の税務調査」「消
費増税による法人決算」などを学習しま
した。

やはり質問が多く出たのは消費税増税の
ところで、「どうしてこんな複雑なことこ
なるの?」「うちは税理士に任せているけど、



税率を分けることをど
こまでしなければいけ
ないのか不安」など大
きなため息が。
税理士会など多くの
団体が反対している消
費増税。当然ここで
も中止の声が多く上が
りました。

法人会員税務調査、 還付で終わる

このたび、三次民商の法人会員に税務調
査がありました。本人の粘り強い交渉と
仲間の応援で、更正の請求(還付)を勝ち
取りました。

法人はきちんと帳面を付けていないと、
税務調査のとき、しつこく追求されます。
毎日の記帳入力を心がけましょう!

競争入札参加資格審査等の追加申請

三次市が発注する「建設工事」「測量・建設コンサルタント等業務」
「物品購入、修繕及び役務の提供等業務」の31・32年度の競争入札参加
と「平成29・30・31年度小規模修繕契約希望者登録制度」の追加申請の
受け付けが始まります。

- 申請期間 5月13日(月)～5月17日(金)
9時～12時、13時～16時
- 申請方法 所定の申請書と添付書類を提出

消費税24日行動

毎月24日に行っている、消費税増税中
止宣伝行動。今月も24日にみよしCCプラ
ザにて行い、7名が参加しました。



●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

★婦人部主催★
消費税学習会

5月24日(金)
午後7時～
三次民商事務所

婦人部以外の方でも参加できます。

民商・全西道の今後の予定

★労働保険年度更新(書き上げ)
5月13日(月)・14日(火)
午後1時半～5時半
三次民商事務所

★なんでも相談会
5月19日(日)
午前9時～午後12時
吉舎・古市コミュニティ

★地方別活動交流会
6月8日(土)～9日(日)
メルパルク広島

★三次民商第43回定期総会
6月16日(日)
午後9時～12時30分
三次市まちづくりセンター

カンパイン 11ヶ月カンパインの座席原則

第5講義 アポイントを取る時のマナー 2時
限目

に聞こえてしまいます)、訪問日の変更をお願いします。

約束の時間に遅れそうなときはすぐに連絡を入れる

本来あつてはならないことですが、約束の時間に遅れそうなきときは、すぐに電話で連絡をいれましょう。

「申し訳ございません。14時にお伺いする予定でしたが、10分ほど遅れてしまいそうです。急いで参りますので、よろしくお願いたします」などです。

また、依頼した側が訪問日時を変更するのは失礼にあたり、変更する場合は緊急時に限ります。

やむを得ず、約束の日時に訪問することができなくなった場合は、丁寧に詫言の電話を入れ、その理由を簡潔に説明して(訪問できない理由を詳細に説明する)言い訳

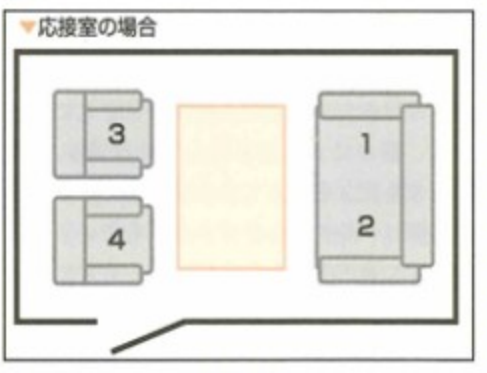
第6講義 席次のマナー

上座、下座がある場合にどうするか

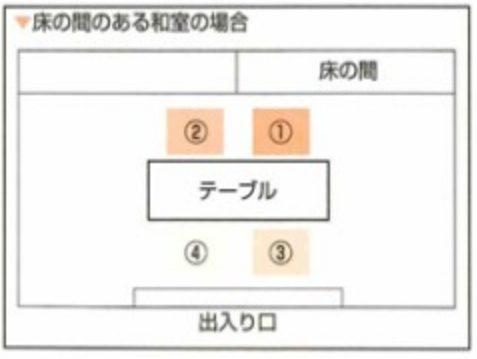
応接室や和室、乗り物などには、席次がありません。お客様や目上の人にはよい席に着席してもらいます。

上座や下座を見極めるには、出入り口からの距離や床の有無がポイントとなります。乗り物の場合は、窓際が上座と覚えておけばよいでしょう。

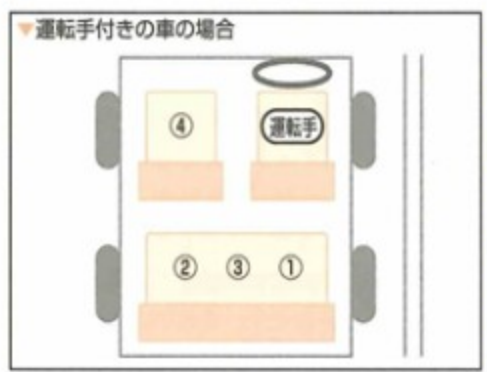
・**応接室の場合**
入り口から最も遠い席が上座となります。椅子の種類では、長いす↓肘掛けいす↓肘掛のないす、の順に席次が下がります。



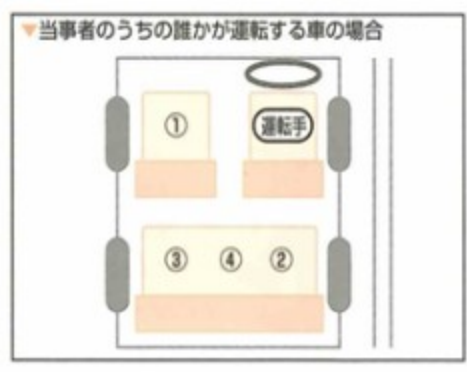
・**床の間のある和室の場合**
床の間に近いほうが上座となり、出入り口から最も遠い席が最上位になります。



・**運転手付きの車の場合**
タクシーなどは運転手の後ろが上席、反対側の窓側が第2席、助手席が末席です。



・**当事者のうちの誰かが運転する車の場合**
社用車など当事者の誰かが運転する車に乗る場合、席順は、助手席↓運転手の後ろの席↓反対側の窓側の席になります。原則は以上のとおりですが、人によっては好みの席があるので、そのときの状況に応じて臨機応変に対応することも必要です。



1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654